

手続説明書

(上水)

指定給水装置工事事業者の指定の更新

1 更新の申請

提出書類	
☐	指定給水装置工事事業者指定申請書（様式第1） ※機械器具調書（別表・写真添付）を含む。
☐	誓約書（様式第2） ※下記の【参考資料】により誓約する事項を確認すること。
法人のみ ☐	定款の写し（原本証明をしたものに限る。）
法人のみ ☐	登記事項証明書
個人のみ ☐	住民票の写し
☐	選任した給水装置工事主任技術者免状番号を確認できるもの（免状又は技術者証の写し）
☐	事業所の平面図及び写真並びに付近見取図（参考様式）

更新の申請に係る提出書類は、指定の申請に係る提出書類を準用します。

2 提出書類の作成上の注意

- ・用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- ・各種証明書は、その発行の日から3か月以内のものに限るものとし、発行された原本（コピー不可）を提出してください。

3 更新の手続

- ・指定給水装置工事事業者の指定の更新の事務に係る手数料（7,000円）は、審査の結果の通知後に納付していただきます。その納付を引き換えに、指定給水装置工事事業者証その他の交付書類を交付します。

4 確認事項

確認事項
1 指定給水装置工事事業者の講習会の受講実績
2 指定給水装置工事事業者の業務内容（営業時間、漏水修繕、対応工事等）
3 給水装置工事主任技術者等の研修会の受講状況
4 適切に作業を行うことができる技能を有する者の従事状況

更新の手続きを行う際に、上記の事項について確認をします。確認した事項について、ホームページ等で公表の可否も併せて確認します。

【参考資料】 様式第2で誓約する事項は、第25条の3第3号に掲げる事項です。

■水道法第25条の3（指定の基準）

第25条の3 水道事業者は、第16条の2第1項の指定の申請をした者が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の指定をしなければならない。

- (1) 事業所ごとに、第25条の4第1項の規定により給水装置工事主任技術者として選任されることとなる者を置く者であること。
- (2) 厚生労働省令で定める機械器具を有する者であること。
- (3) 次のいずれにも該当しない者であること。

イ 心身の故障により給水装置工事の事業を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの

ロ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

ハ この法律に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者

ニ 第25条の11第1項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者

ホ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者

ヘ 法人であつて、その役員のうちにイからホまでのいずれかに該当する者があるもの